

## 通告書作成のための説明書

### <記入上の注意点>

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。代表者氏名には大文字の署名を添えること。

日付は6桁の表記を用いること。例えば、2015年9月1日は01.09.15（日、月、年）と表すこと。

付属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること（例えば、「SEE ATTACHED SHEET No. 1」）。添付書類は通し番号（No.）を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること（例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入）。

第1欄～第18欄は、輸出者が記入すること（第3欄の通告番号を除く）。可能な場合は、特定有害廃棄物等の発生者が第17欄にも署名すること。

欄中の脚注番号(1)～(8)については、欄外の脚注を参照すること。

### <記載要領>

**第1欄及び第2欄**：輸出者及び輸入者について、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）及び電子メールアドレスを記入すること。これら情報は、特定有害廃棄物等の移動中に、必要に応じて、容易に連絡が取れるようにするため記載を求めるものである。

**第3欄**：次のいずれかを表示するために、該当する枠内にチェックを入れること。なお、通告番号は、環境省において記入するので空欄にしておくこと。

(A) (i) 通告が1回の移動を対象としているか、又は (ii) 複数回の移動を対象としているか（包括的通告）。

(B) 運搬する特定有害廃棄物等が (i) 処分を目的としているか（OECD加盟国向けの場合は対象外）、又は (ii) 回収を目的としているか。

(C) 運搬する特定有害廃棄物等の目的地が、OECD理事会決定（※）における「黄級規制手続」のケース2に従い、黄級規制手続が適用される特定の特定有害廃棄物等を受け入れるために、事前の同意が与えられている施設（Pre-consented recovery

facility) であるかどうか (輸入国により与えられる承認であり、該当するかどうかは輸入者に確認する)。

※環境省ホームページを参照：<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index2.html>

**第4欄、第5欄及び第6欄：**1回又は複数回の移動について、第4欄に予定移動回数を記入すること。第5欄には特定有害廃棄物等の重量をトン（1メガグラム (Mg) 又は1,000kg）、あるいは体積を立方メートル（1,000リットル）で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位での表記も可能であるが、これらを用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。

複数回の移動の場合、総運搬量は第5欄で申告した量を超過してはならない。第6欄には、予定される移動の開始日及び完了日（複数回の移動の場合は最後の移動の完了日）を記入すること。予定移動期間は1年を超えることができない。なお、バーゼル条約では、判明している場合には、第5欄及び第6欄又は添付資料に個々の運搬の予定期間を記入する必要がある。

輸入国の権限のある当局が同意書を交付した場合において、同意書に記載された有効期限又は第20欄に記載された有効期間と第6欄で示された予定期間が異なる時は、権限のある当局の決定は第6欄の情報に優先する。

**第7欄：**こん包の形態は「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載された分類記号を用いて表示すること。特別の取扱の指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をする必要があるような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記入し、添付すること。

**第8欄：**特定有害廃棄物等の運搬者について、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）及び電子メールアドレスを記入すること。複数の運搬者が関わる場合は、それぞれの運搬者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。運搬手段については、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載された略語を用いて表示すること。

**第9欄：**特定有害廃棄物等の発生者についての情報を記入すること。輸出者が特定有害廃棄物等の発生者である時は、「SAME AS BLOCK 1」（第1欄に同じ）と記入すること。複数の発生者が存在する場合は、「SEE ATTACHED LIST No. X（添付Xを参照）」等と書き、それぞれの発生者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。発生者が不明の場合は、当該特定有害廃棄物等を所有又は管理する者（輸出者等）の氏名又は名称を記入すること。また、特定有害廃棄物等が発生された過程及び発生された場所についての情報も記入すること。

**第 10 欄**：特定有害廃棄物等の行き先に関する情報として、該当する施設の種類（処分施設か回収施設か）を選択する。処分者又は回収者が輸入者でもある場合、ここに「SAME AS BLOCK 2」（第 2 欄に同じ）と記入すること。処分又は回収作業が（「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている作業の定義に従い）R12、R13 又は D13-D15 である場合、それに続く作業を行う可能性がある場合は、それについても同様の情報を別紙に記入し添付すること。また、処分又は回収の場所が施設の所在地と異なる場合は、実際の場所についての情報を記入すること。

**第 11 欄**：「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号 R 又は分類記号 D を用いて回収又は処分作業の種類を表示する。処分又は回収作業が R12、R13 又は D13-D15 である場合、それに続く作業についても、最初の作業と同様の情報を別紙に記入し添付すること。適用した技術及び理由についても記入すること（輸出承認申請理由書に記載する理由と同じ内容とすること）。ただし、OECD 加盟国向けの輸出の場合は、輸出の理由は記載不要とする。

**第 12 欄**：輸出する特定有害廃棄物等の一般的に知られている名称（又は通称上の名称）、及び主な組成物の名称について記入すること（関係国の国内法規で当該特定有害廃棄物等がもたらす特性や有害な成分の性質及び濃度が求められる場合があることに留意が必要）。必要な場合は別紙を添付し詳細情報を記入する。

**第 13 欄**：通常 of 温度及び気圧の下での特定有害廃棄物等の物理的な特性を「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること。

**第 14 欄**：廃棄物を識別する分類記号を、該当する規制体系（(i)、(ii)）及びその他の認められている分類体系（(iii)～(xii)）に従い記入すること。\*付きの(i)、(vii)、(viii)及び(xii)は必須記入項目。

(i)：バーゼル条約及び OECD 理事会決定の規制対象となる特定有害廃棄物等は、バーゼル条約附属書Ⅷ（A表）(※)の分類記号を用いること（OECD 理事会決定附属書 4 第 1 部を参照 (※)）。

(ii)：OECD 加盟国向け輸出であって、(i)に該当しない場合、OECD 理事会決定附属書 3 及び 4 の第 2 部 (※)に掲げる特定有害廃棄物等について、同理事会決定の分類記号を記入すること。

(iii)：欧州共同体の廃棄物一覧に掲げる分類記号（EU 向け輸出の場合のみ）

(iv) : 「輸出国で使用される国内識別記号」は記入不要。

(v) : 「輸入国で使用される国内識別記号」を把握している場合は記入すること。

(vi) : その他、廃棄物の識別を容易にする他の分類記号又は詳細情報をここに追加する。

(vii) : 「規制する廃棄物の分類」(バーゼル条約附属書 I (※) 及び OECD 理事会決定附属書 1 (※) を参照) あるいは「特別の考慮を必要とする廃棄物の分類」(バーゼル条約附属書 II(※) を参照) に従い、適切な Y 番号を記入する (2 つ以上ある場合は全て記入)。

(viii) : 特定有害廃棄物等が示す有害特性の分類記号 (附属書 III 「有害な特性の表」を参照) である H 番号を記入する (2 つ以上ある場合は全て記入) (「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照)。

(ix) : (viii) に対応する国際連合分類区分を記入する (「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照)。

(x 及び xi) : 国際連合番号及び国際連合品名を記入する (国際連合の危険物輸送に関する勧告、モデル規則 (オレンジブック) の最新版を参照)。

(xii) : 税関当局のための輸出統計品目番号を記入する (世界税関機構が発行する「商品の名称及び分類についての統一システム (HS)」の分類記号及び商品一覧を参照)。

※環境省ホームページを参照 <http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index2.html>

**第 15 欄** : (a) 行には、通過国名及び輸入国名を記入する。(b) 行には、各国の権限のある当局の名称を記入し、(c) 行には、港の名称又は国境検問所を記入する。バーゼル条約では、複数回の移動を行う包括的な通告の場合は、同一の税関を経由する場合に限られることから、本欄は必ず記入すること。

通過国については、(c) 行に出入国地点の情報を記入するとともに、括弧書きで transshipment (積替え)、call/stop (寄港)、pass (運河などの通過) 等、通過の形態についても記載すること。通過国が 3 ヶ国を超える場合は、必要な情報を別紙に記入し添付する。

**第 16 欄** : 欧州連合加盟国の出入国又は通過についての記入欄 (EU 向け輸出の場合のみ)。

**第 17 欄：**第 1 欄～第 16 欄に示した情報が正確であること、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、越境移動に対して適用される金銭的保証が現に有効であること又は将来発行することを証明するため、輸出者の氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記す（署名に関しては、括弧内にローマ字でも記載）とともに、関連する契約書等又は金銭的保証に係る書類を添付すること。

なお、バーゼル条約では、特定有害廃棄物等の発生者も申告書に署名することが求められている（OECD 加盟国向け輸出の場合には、この限りではない）。発生者が輸入者と同じである場合は、輸入者の署名のみでよい。複数の発生者がおり署名できない場合は、発生者と輸出者の間の合意事項が明らかであることを示すことにより（両者の間の契約書を添付する等）、発生者の署名は省略することができる。さらに、発生者が不明の場合は、特定有害廃棄物等を所有又は管理している者（輸出者等）が署名をすること。

なお、署名が企業等の代表者のものでない場合は、代表者に委任された者の署名である必要がある。

**第 18 欄：**添付書類の数を記入すること。添付資料が複数ある場合は、添付資料一覧を作成し、表紙として添付するとともに、各添付資料が通告書のどの欄に関するものかを明示する。

**第 19 欄、第 20 欄及び第 21 欄：**輸入国の権限のある当局のための記入欄（記入不要）。